

5. 火災時の措置

消火剤	水、粉末消化剤、泡消化剤、二酸化炭素、砂等
使ってはならない消化剤	棒状注水
特有の危険有害	火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消化方法	熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。 初期の火災には水（霧状水）、粉末消化器などを用いる。 大規模火災の際には、泡消化剤などを用いて空気を遮断することが有効である。 周囲の設備などに散水して冷却する。 移動可能な製品は速やかに安全な場所に移す。
消化を行う者の保護	一酸化炭素及び二酸化炭素や黒煙等が発生するので、防火服等に加え防毒マスクを着用することが望ましい。 風上から消化する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意	作業者は適切な保護具（『8. 暴露防止及び保護処置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 溶融物が付着した場合は、大量の水で冷却し、医師の診断を受けること。 外観に変化が見られたり、痛みや刺激が続く場合は直ちに医師の診断を受けること。
環境に対する注意	付近の着火源と成りそうな物を速やかに取り除くこと。 環境中に放出してはならない。
回収	掃き集め空容器等に回収し、指定の廃棄物処分法にて処分する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

技術的対策	『8. 暴露防止及び保護処置』に記載の設備的対策を行い、保護具を着用する。
取扱上の注意	着火源に近づけない。 直射日光を避け換気の良い屋内で保管する。
保管上の注意	保管場所周辺では火気厳禁とする。 強酸化剤（ハロゲン、過酸化物等）の近くには保管しない。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	設定されていない。
許容濃度	設定されていない。
設備対策	粉じん又は加熱溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は局所排気装置を設置する。
呼吸用保護具	装置等に静電気防止処置を行う。 粉塵が発生する加工を伴う場合は防塵マスク、溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は有機ガスマスクを着用する。
保護手袋	軍手の着用が好ましい。
保護眼鏡	粉塵、蒸気、ガス等が発生する場合は安全眼鏡を使用する。
保護衣	長袖作業着が好ましい。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	固体（ポリエチレン製糸条織物とPETアルミ蒸着フィルムのラミネート品）
臭い	ほとんど無臭
融点	製品としての情報なし
沸点	製品としての情報なし
引火点	製品としての情報なし

爆発限界	製品としての情報なし
蒸気圧・蒸気密度	製品としての情報なし
揮発性	製品としての情報なし
比重	製品としての情報なし
溶解度	水に不溶
その他溶媒	熱キシレン等の芳香族溶媒に可溶

10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	通常の取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性	通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。 燃焼により、一酸化炭素(CO)、NOX等の有害ガスが発生等が発生する恐れがある。
避けるべき条件	高温下、急激な温度変化

11. 有害性情報

製品の有害情報	製品としての情報なし
急性毒性	製品としての情報なし
皮膚腐食性・刺激性	製品としての情報なし
目に対する重篤な損傷	製品としての情報なし
または眼刺激性	製品としての情報なし
呼吸器感作性・皮膚感作性	製品としての情報なし
生殖細胞変異原性	製品としての情報なし
発がん性	ポリエチレンとして IARCの発がん性区分でグループ3に分類されている。 但し、ヒトに対する発がん性について分類できない。
生殖毒性	製品としての情報なし
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	製品としての情報なし
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	製品としての情報なし
吸引性呼吸器有害性	製品としての情報なし

12. 環境影響情報

製品の環境影響情報	製品としての情報なし
生態毒性	製品としての情報なし 但し、海洋生物や鳥類が摂取することを防止するために、海洋や水域での投棄、放出はしない。
残留性・分解性	製品としての情報なし ポリエチレンは環境中で長期間分解しない。
生体蓄積性	製品としての情報なし
土壤中の移動性	製品としての情報なし
オゾン層有害性	製品としての情報なし
成分の環境有害性情報	製品としての情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
汚染容器及び包装	容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意**国際規制**

国連番号 該当しない
海洋汚染物質 該当しない
MARPOL73/78付属書ⅡおよびIBCコードによりばら積み輸送海洋汚染物質

航空規制情報

該当しない
 該当しない

国内規制

海上規制情報 該当しない
航空規制情報 該当しない
陸上規制情報 消防法における指定可燃物に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
緊急時応急処置指針番号 なし
その他 水濡れ、異物混入及び荷崩れ防止措置を行う。
 包装を傷付けたり、破袋させるような乱暴な取扱いは厳禁。

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
消防法	指定可燃物(合成樹脂類3,000kg)
化学物質管理促進法	該当しない
毒物及び劇物取締法	該当しない
化審法	該当しない

16. その他情報**参考文献**

JIS Z 7253:2012 「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
 JIS Z 7252:2014 「GHSに基づく化学物質等の分類方法」
 GHS Ver. 4 (UN) 2011. 7
 独立行政法人 製品評価技術機構のGHS分類
 化審法データベース(J-CHECK)
 原材料メーカーの安全データシート(SDS)

その他

本SDSは、JIS Z 7253:2012に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分でない可能性がありますので、取扱にはご注意下さい。
 本SDSの記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更して下さい。
 また、注意事項等は通常の取扱を対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全策を実施の上、お取り扱い願います。